

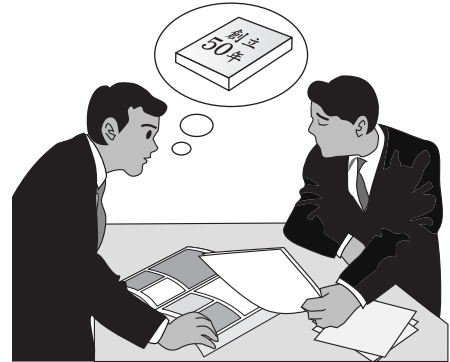
知財の困った! にお答えします (全12回)

～東京都知的財産総合センターの相談現場から～

『第8回 引用』 ～公表された著作物の自由な利用～

【相談内容】

当社が創立50周年を迎える記念に「創立50年史」の発刊準備を進めています。『製品開発のあゆみ』のページの中で、その製品コンセプトに合った、当時を象徴する写真を掲載したいのですが、市販の写真集から無断で使うことはできますか？



【お答え】

写真も著作物のため利用する場合は著作権者の許諾が必要ですが、著作権者の許諾を得ずに公表された著作物を自由に利用できる制度に「引用」があります。しかし、引用には要件があるため以下に詳しくご説明します。

引用する側の著作性

引用の前提として利用する側の表現(今回相談では「50年史」)に著作性(思想や感情を創作的に表現すること)がないと認められません。

明瞭区別性

自分の著作物と被引用著作物を明瞭に区別して判るように、例えば引用部分をかぎカッコ等で表示することが必要です。自分の著作物と被引用著作物が判別できないような取り込みはできません。

出所の明示

引用する場合は被引用著作物の出所の明示が必要です。具体的には著作物の題号、著作者名、該当ページが考えられます。また、明示位置は被引用著作物に近接したところに表示します。

主従関係

自分の著作物を「主」とし、被引用著作物を「従」とした関係で、質量両方において主従関係が必要です。そのため、被引用著作物(従)を全面に使い、自分の著作物(主)を添える使い方は認められません。

正当な範囲内

被引用著作物は、必要最小限度の内容を利用することが求められます。しかし、絵画や写真や短歌等の場合は必要最低の点数(作品数)でそのまま引用します。

今回の相談ケースの場合、以上の引用要件を満たし、かつ社史に記載されている自社の製品開発コンセプト(著作物)を裏付ける必然性のある写真(著作物)であれば、自由に利用できます。単なる時代背景的な使い方はできません。

詳しくは下記窓口へご相談下さい。

担当 知的財産活用推進員
田島 英行



知財のよろず相談を専門家集団(相談員・弁理士・弁護士)がサポート!

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談は東京都知的財産総合センターまで。

問い合わせ先

無料・予約制 TEL03-3832-3656

公社トップページ → メニュー一覧 知的財産 → 東京都知的財産総合センター